

# 第4回座間市 部活動地域移行検討委員会

国の動向と今後の取り組みについて

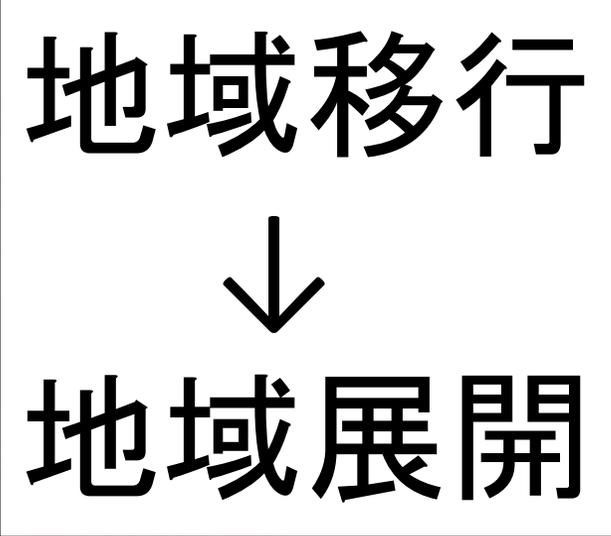
### 1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
  - 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- ⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更
- ※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮



### 2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルなども明らかとなってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止



など明らかとなってきた  
が必要

スポーツ庁  
地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ  
(第3回) 配布資料  
(令和6年10月23日)

### 3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手（先
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、

改革の理念や地域クラブ活動の在り方を  
よりの確に表す観点から名称を変更する

①学校内の人的・物的支援によって運営されてきた活動を広く地域に開き、**地域全体で支えていく**というコンセプトを明らかにする

②地域連携よりもさらに取り組みを進め、地域の人的・物的資源を活用しながら**地域全体で支える**ことによって新たな価値を創出し、豊かで幅広い活動を可能とする

【参考】「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ(案) 令和6年12月2日

## 地域連携

学校部活動

学校教育の一環

学校の責任下で行われる

**最終ゴールに向けた  
ステップ**

部活動指導員や外部指導者と  
いった地域の方々に参画いた  
いたり、複数の学校で合同練習  
を行ったりすること

## 地域移行(地域展開)

地域クラブ活動

社会教育の一環

地域クラブ活動の運営団体・実施主  
体が行う

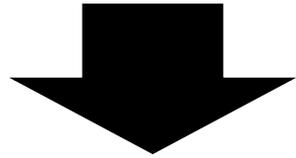
学校部活動とはそもそもの責任主体  
が異なる

学校部活動を地域クラブ活動に代替  
させていくこと

**最終ゴール**

# 地域連携

顧問と部活動指導員や部活動協力者との連携が難しく...



# 地域移行

学校が責任主体となっていくものではない

◎地域クラブ活動として

段階的に学校の活動とは切り離す

## 地域連携

学校部活動

学校教育の一環

学校の責任下で行われる

部活動指導員や外部指導者と  
いった地域の方々に参画いた  
いたり、複数の学校で合同練習  
を行ったりすること

## 地域移行(地域展開)

地域クラブ活動

社会教育の一環

地域クラブ活動の運営団体・実施主  
体が行う

学校部活動とはそもそもの責任主体  
が異なる

学校部活動を地域クラブ活動に代替  
させていくこと

# 地域クラブの運営

## ○地域人材

スポーツ課 生涯学習課等との連携

## ○指導を望む教員

意思に関わらず部活動顧問をすることはない

△種目や活動の場...許容してもらう必要性 種目や活動の場の保障に努める

△兼職兼業の課題...勤務時間内での活動はできない それでもなおやりたいか判断

△保護者の費用負担...本来保護者が負担すべきもの(受益者負担)を教員が負担していることへの理解

# 地域クラブの運営

## ○地域人材

スポーツ課 生涯学習課等との連携

地域全体で活動を支える

## ○指導を望む教員

意思に関わらず部活動顧問をすることはない

兼職兼業の  
制度を整備

学校の活動とは切り離す：社会教育の一環  
責任主体の移行

座間市では

休日だけではなく、平日も含めた段階的な地域移行を検討

休日の部活動から、段階的に地域展開

休日のみの移行では、生徒は、平日は部活動、休日は地域クラブ部活動という、実施主体、責任主体の異なる活動に参加することとなる。部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることや、教職員の負担軽減という点からも平日を含めた段階的な地域移行を検討。

## 6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）  
※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（第3回） 配布資料（令和6年9月18日）

令和 5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
改革推進期間			改革実行期間 （仮称）（前期）			改革実行期間 （仮称）（後期）		

# 休日の部活動から、段階的に地域展開

- ・ 休日の部活動について、まずは地域連携（指導員配置の増加等）、兼職兼業（小学校教員を含む）の制度の整備活用を進めていく。
- ・ 休日の部活動について、学校単位ではなく地域単位の拠点校方式（合同部活動を含む）を試行する。  
→各部活動専門部にて、どのような形で実施可能か検討依頼する
- ・ 既存の地域団体（スポーツ協会・スポーツ推進委員協議会・文化協会 加盟団体 等）と連携して活動の場を設ける。地域指導者としての御協力。  
→庁内各課において、関係団体等との調整

# 休日の部活動から、段階的に地域移行

- 指導員配置の増加
- 兼職兼業（小学校教員を含む）の制度の整備活用
- 地域単位の拠点校方式（合同部活動を含む）の試行  
（各部活動専門部にて検討依頼）
- 地域団体と連携して活動の場を設ける。
- 地域指導者としての御協力。
- 庁内各課において、関係団体等と調整